



佐賀県公報

平成19年
1月10日
(水曜日)
第12851号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更 (一〇・長寿社会課) 一
- 都市計画事業の認可 (一一・下水道課) 一
- 都市計画事業変更の認可 (一二・") 一
- 道路の区域の変更 (二三・道路課) 二
- 道路の供用開始 (二四・") 二
- 字の区域の変更 (二五・市町村課) 二
- 証紙売りさばき人の指定 (二六・会計課) 三
- ネットワークアナライザーの購入に係る一般競争入札 (新産業課) 三
- 建設業の営業停止処分 (建設・技術課) 五
- " (五)

○告示

●佐賀県告示第十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川 康

新	志田病院 居宅介護支援事業所	所在地	鹿島市大字中村二二三 四番地四	変更年月日	平成一八・一二・一五
旧	医療法人天心堂 志田病院				

●佐賀県告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画を認可した。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称 唐津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 呼子都市計画下水道事業 唐津市公共下水道(呼子処理区)
- 三 事業施行期間 平成十九年一月十日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 唐津市呼子町呼子字長沙子地内

唐津市呼子町呼子字長沙子、字尾ノ上、字彦ノ上、字坊山、字高尾及び字野中並びに呼子町殿ノ浦字殿ノ浦、字ヲカ、字マツバ、字吹上、字ドヲデ、字イザナヲ及び字ミスシリ地内

●佐賀県告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称 唐津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道(唐津処理区)

三 事業施行期間

昭和五十三年一月二十七日から
平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 昭和五十三年佐賀県告示第三十九号、昭和六十二年佐賀県告示第二百三十七号、平成二年佐賀県告示第五百八十六号、平成五年佐賀県告示第四百九十二号、平成七年佐賀県告示第五百二十七号、平成十年佐賀県告示第五百六十号、平成十三年佐賀県告示第五百九十八号、平成十六年佐賀県告示第六百三十六号及び平成十八年佐賀県告示第二百二号の事業地に鏡字椿ハラ及び字南新開並びに原字下野中を加える。
使用の部分 変更なし

●佐賀県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十九年一月十日から平成十九年二月九日まで佐賀県交通部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の区域

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 三瀬神埼線	神崎市春振町鹿路字川ノ内五二〇番一〇地先から 神崎市春振町鹿路字川ノ内五七六番三地先まで	後	七六・八 〇・八	三八一・二
	神崎市春振町鹿路字川ノ内五二〇番一〇地先から 神崎市春振町鹿路字川ノ内五七六番三地先まで	前	三四・九 七・〇	四〇三・二

●佐賀県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年一月十日から平成十九年二月九日まで佐賀県交通部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市春振町鹿路字川ノ内五二〇番一〇地先から 神崎市春振町鹿路字川ノ内五七六番三地先まで	平成一九・一・一〇

●佐賀県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿島市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二

第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古 川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字音成字中門	大字音成字中棚六三六の一部及び六三七の一部並びにこれらに伴う水路の区域
大字音成字東棚	大字音成字中棚六三六の一部、六三九の一部、六四〇の一部、六四九の一部及び六五〇の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字音成字中棚	大字音成字西棚七六四の一部、七六七から七六九までの各一部及び七八二の一部並びにこれらに伴う水路の区域
大字音成字片峰	大字音成字中棚七五二の一部及び七五三の一部並びにこれらに伴う水路の区域
大字音成字西平	大字音成字西棚七五九の一部、七六〇の一部、七六一の一部及び九一五の一部並びにこれらに伴う水路の区域
大字音成字西浦	大字音成字西平九二五、九二六、九二八から九三一まで、九三三及び九三五から九三七まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 大字音成字西平甲二一六八、甲二一七三及び二一八二の地先の道路 大字音成字西浦一〇七六、一〇七八、一〇八五及び一〇八六の地先の大字音成字西平の道路 大字音成字西棚九〇六の一部及び九〇七の一部並びにこれらに伴う水路の区域

●佐賀県告示第十六号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、通知があつた。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名 又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
武雄市中心身障害児者親の会 会長 宮崎 和枝	武雄市若木町大字川古 九五二四番地	武雄市武雄町大字昭和 一 番地一	平成一八年 一二月一八日

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月10日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平 野 重 愛

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
ネットワークアナライザ
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクログロム光研究センター
- (4) 納入期限
平成19年3月30日
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、

<p>消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成19年2月7日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年2月7日16時まで上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p>	<p>(2) 期限 平成19年2月15日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室</p> <p>(2) 期限 平成19年2月16日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成19年2月16日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p>
---	---

<p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成19年1月10日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 処分をした年月日 平成18年12月26日</p> <p>2 処分を受けた者の商号 古賀土木工業株式会社</p> <p>3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市若楠三丁目14番35号</p> <p>4 代表者の氏名 古賀照志</p> <p>5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可(般-17)第10312号</p> <p>6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。</p> <p>(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p>	<p>わ者が土木一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。</p> <p>(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成18年12月27日から平成19年1月10日までの15日間</p> <p>7 処分の原因となつた事実</p> <p>古賀土木工業株式会社は、佐賀市発注の「公共下水道下村雨水幹線環境整備工事(その2)」に関し、元請として請け負った工事の全部を他の建設業者に一括して請け負わせた。</p> <p>このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第4号該当)に該当すると認められる。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成19年1月10日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 処分をした年月日 平成18年12月26日</p> <p>2 処分を受けた者の商号 有限会社宮崙塗装工業</p>
--	--

と認められる。

3 主たる営業所の所在地 佐賀県神埼市神埼町田道ケ里2165番地1

4 代表者の氏名 宮崎 香

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可(般-18)第4628号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 停止を命ずる営業は、発注者から直接公共工事又は民間であって補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成18年12月27日から平成19年1月10日までの15日間

7 処分の原因となった事実

有限会社宮崎塗装工業は、平成16年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事を過大に計上し、事実と異なる記載により得た総合評価値通知書を用いて入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する